

第5章 各地区での対応

第1節 沿岸部の対応

1 仙台地区

東日本大震災の発生により、仙台保健福祉事務所の執務室内はキャビネットの転倒、机の上の物が落下するなどの被害があった。地震直後から停電となり、地震及びその被害状況に関する情報を得ることが困難となった。電話等も不通となり、本庁等への連絡も不可能となった。

塩釜市の防災無線により地震による津波の襲来が広報（大津波警報）されたため、直ちに指定避難場所二カ所に分散して避難した。午後4時頃当事務所に津波が到達し、1階床面から154.5cm（地面からは約250cm）まで浸水した。（塩竈市の浦戸地区を除く本土地区では、津波の高さが概ね1.5m～4.8m、浸水範囲が市域面積の約22%）

大津波警報から津波注意報に変わったのは翌々日の朝で、午後に当事務所に立ち入ることができた。当事務所の1階は津波により壊滅状態で、事務所周囲は津波堆積物やがれきが散乱し、環境衛生部の公用車9台中6台が被災していた。

当事務所に接する国道45号線のがれきは3月中旬には撤去され、当事務所内外の後片付けもこの頃から行われた。ライフラインの復旧は、水道が3月24日、電気・インターネット回線が3月28日及び電話設備が5月2日であった。

津波により使用不能となった1階の修復等のため、7月11日に環境衛生部を多賀城分庁舎へ移し、翌年9月30日まで業務を行った。なお、この期間、地域保健福祉部及び企画総務班は仙台合同庁舎へ移転していた。



事務所の被害状況



津波到達ライン



公用車の被災状況



国道から見た当事務所



国道のがれき

(1) 初動対応

① 指定避難所への退避

大津波警報の発令により、直ちに指定避難所に避難するよう指示が出され、公用車に相乗りし高台へ移動した後、指定避難所（塩竈市杉の入小学校、塩釜第二小学校）に避難した。

② 職員の安否確認

各避難所で職員の安否確認を実施し、年休取得者、出張者及び休職者以外の職員の安否を確認した。その後も携帯電話や自宅訪問による職員の安否確認を行い、2週間以内に全員の安否を確認した。

③ 指定避難所における支援活動

避難所では、職員がけが人に対する手当、ペット同伴の避難者に対する衛生指導、支援物資の分配等の支援活動に携わった。地震・津波の情報が全く入らず翌日の朝まで避難所に留まり、避難所内の支援活動を続けた。

④ 職員の一時帰宅（自宅待機）とその後の災害対応

翌日になっても警報が解除にならず、当事務所周辺は津波により浸水し、立入禁止となっていた。避難所での寒さや睡眠不足で職員の肉体的精神的疲労が顕著となったため、「津波注意報」となった時点で事務所に集合するよう伝えた上で一時帰宅（自宅待機）の指示が出された。しかし、通信及び交通の麻痺等により、結果的に各職員の判断で当事務所又は本庁へ出勤し、災害対応を行った。

⑤ 本庁との連絡状況

本庁と携帯電話で連絡が取れたのは、被災日の午後 10 時頃であった。職員の安否と事務所の状況（津波警報発令中のため確認できない旨）を報告した。その後、1日1回登庁し情報交換することとなった。

(2) 震災後6か月までの主な取組

① 職員の勤務体制

- ・休日返上で交替勤務（5月末まで）
- ・宿直勤務（3月28日～4月15日）
- ・通勤困難者は、県庁内において県災害対策本部の業務、主務課の災害対応支援、当事務所の暫定窓口業務（4月上旬まで）

② 衛生対策

- ・市町村災害対策本部の衛生指導（3月末まで）

塩竈市、多賀城市及び七ヶ浜町：各1回

- ・避難所の衛生指導（7月まで）

塩竈市：8回、多賀城市：17回
松島町：8回、七ヶ浜町：11回
利府町：1回



寒風沢避難所調理場

- ・避難所に対し食中毒予防指導実施
- ・避難所、役場に食中毒予防パンフレットの配布
- ・弁当提供施設の衛生指導

塩釜市内の施設：1回

③ 震災廃棄物対策

- ・災害廃棄物所持事業等被害状況調査

管内市町村の推定発生災害廃棄物量、一次仮置き場設置状況、災害廃棄物の仮置き場への搬入状況を市町村担当から聴取し、各市町村の被害・対応状況の確認を行った（5月14日から6月3日まで毎日、6月4日以降は毎週）。

災害廃棄物推定発生量：4,757,851 t
 一次仮置き場搬入済み量：3,829,867 t
 （平成24年1月27日現在）



名取市震災ごみ集積場

- ・災害廃棄物一次仮置き場パトロール

災害廃棄物一次仮置き場のパトロールを実施し、廃棄物の搬入状況等を確認した。併せて仮置き場の管理に関する助言や指導を行った。また、危険な廃棄物の存在や、廃棄物の過度な積み上げによる火災の発生等への注意を喚起し、二次災害の発生防止に努めた（平成23年3月30日から）。



塩竈市一次仮置き場

管内一次仮置き場：93カ所
 （平成24年1月27日現在）

- ・産業廃棄物処理業者被害状況確認

当所管内の産業廃棄物処理業許可を有する事業者の本社、事業等の戸別訪問を実施し、許可業者の被害状況等を確認するとともに、事業の継続の可否や事務所の移転時の届出方法等を聴取し、必要な助言や指導を行った（平成23年3月24日から平成24年1月13日）。

なお、管内許可業者443社のうち122社に事業の継続に支障がある被害を確認した。

- ・ポリ塩化ビフェニール（PCB）含有廃棄物保管状況等の確認

津波により被災した地域を中心に、PCB含有廃棄物（トランス等）の保管場所の立入調査を実施し、被災状況の確認、保管事業者



路上にあったコンデンサ

への指導等を行った。

なお、保管場所から流出した PCB 廃棄物が災害廃棄物内へ混入することが危惧されることから関係市町村、現場作業員等に注意喚起を行った。また、震災被害に伴う建築物の解体工事に伴い、新しく発生する PCB 廃棄物も多く（約 50 台）、新規保管事業者への適正保管の指導を行った（3 月 24 日から）。

管内 PCB 廃棄物保管事業所数：191 カ所 津波により冠水した保管事業所数：42 カ所 災害廃棄物内から回収した PCB 廃棄物：10 台

- ・被災自動車への告知文貼付作業

被災市の要請に応じ、路上の被災自動車への撤去告知文の貼付作業（約 500 台）を行った（4 月 26 日及び 4 月 27 日）。

- ・被災自動車等に係る自動車リサイクル業者の監視指導

震災により大量の被災自動車が発生し、自動車リサイクル業者に搬入されることが見込まれたことから、事業者への立入調査を行い保管基準の遵守等について必要な助言や指導を行った（4 月 1 日以降）。

立入調査回数：延べ 251 回

④ その他

- ・被災市町村支援活動

被災した 2 市への業務支援のため塩竈市へ 4 人、石巻市へ 3 人派遣した。

- ・相談、苦情対応

県民からの当所に関連する相談等については、電話設備が復旧するまでの間、災害用携帯電話で対応可能であったが、県庁の主務課、黒川支所へ問い合わせがあったのが実情であった。

(3) その後の活動、復興状況

① 復興に向けての衛生対策

- ・被災者の食品営業施設許可

被災した施設数を正確に把握することは、厳密な現地調査を行わない限り不可能である。唯一、営業許可の手数料減免申請数が被災した施設数の一部として把握可能である。許可にあたって、適切・丁寧な衛生指導を行った。

平成 23 年度：100 件 平成 24 年度：18 件 (平成 24 年 11 月末現在)
--

- ・かき処理場の復興

かき処理場は、海岸近くに設置されていることから津波による被害を受けたが、さらに地盤沈下による被害も復興の大きな



被災したかき処理場

妨げとなった。このため、平成 23 年度の営業を断念した施設もみられた。施設の修復にあたっては、綿密な打合せを何度も行った。

平成 22 年度： 10 施設
平成 23 年度： 4 施設
平成 24 年度： 9 施設

② 災害廃棄物対策

- ・災害廃棄物処理事業等被害状況調査

管内市町村の災害廃棄物の一次仮置き場への搬入を市町村担当者から聴取り、各市町村の被害・対応状況の確認を引き続き行った。

災害廃棄物推定発生量：4,749,245 t
一次仮置き場搬入済み量：4,080,867 t
(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・災害廃棄物一次仮置き場パトロール

廃棄物の搬入状況等を確認し、仮置き場の管理に関する助言や指導を行った。また、危険な廃棄物の存在や、廃棄物の過度な積み上げによる火災の発生等への注意を喚起し、二次災害の発生防止に引き続き努めた。

管内仮置き場：94 か所
(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・災害廃棄物処理業務の推進

名取亘理ブロックの名取処理区・岩沼処理区・亘理処理区・山元処理区及び宮城東部ブロックに設置する焼却炉及び破碎機の構造基準等の審査を迅速に行い、災害廃棄物の適正処理及び処理業務の推進に努めた。



建設中の処理施設

- ・被災自動車引渡し立会い

被災市の要請に応じ、一時保管場所の被災自動車の落札に伴う引渡し（175 台）を行った（平成 23 年 12 月 13 日から平成 24 年 1 月 5 日までの 8 日間）。

- ・被災自動車に係る自動車リサイクル業者の監視指導

震災により大量の被災自動車が発生し、自動車リサイクル業者に搬入されることが見込まれたことから、事業者への立入調査を行い保管基準の遵守等について必要な助言指導を行った（平成 23 年 9 月 1 日から現在（平成 24 年 12 月 25 日）も継続中）。



被災自動車の山

立入件数：延べ 122 件
(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・被災地におけるアスベスト対策
アスベスト含有建築物に係るパトロールとして、解体现場パトロール（21 件，うち 4 件は労働基準監督署と合同パトロール），散乱状況パトロール（160 件）を行った。

（4）課題

① 震災発生後 24 時間以内

- ・職員の安全確保と災害対応の両立
沿岸部に接近している当事務所においては、津波警報，津波注意報の発令時はもとより，気象庁による今後の余震発生，津波発生の可能性が報道される中，どのタイミングで段階的に配備体制や災害対応のレベルを上げていくべきか，職員の生命の危険を念頭に難しい判断が必要であり，今後の課題である。
- ・情報連絡網が遮断された場合の組織的対応の検討
通信手段の麻痺による本庁及び関係機関，職員間の連絡が困難となった場合，遠距離通勤者も多いことから，当事務所として組織的にどのように災害対応を図ることができるか検討が必要である。
- ・司令塔機能の外部からの派遣
大規模災害においては，当事務所のみならず自治体，医療機関等において，人的・物的被害，ライフライン停止等による甚大な機能麻痺が想定されることから，災害発生直後の即時対応が非常に困難をきたすと思われる。災害初期においては司令塔機能（人・物・機能）の外部からの派遣を検討すべきである。

② 震災発生後 6 カ月以降

- ・飲食店の集中監視，食品の収去検査等による食中毒の未然防止対策
- ・震災廃棄物（がれき）由来の悪臭および衛生害虫対策
- ・被災した下水処理場の簡易処理により発生した悪臭対策
- ・福島第 1 原発事故に係る放射能測定等の電話相談対応

（5）検証

今回の大規模災害において，指揮系統が混乱し交通アクセス及び通信手段が遮断された状況下では，災害対応の全てを当事務所の災害応急対策活動計画（「地震災害時の危機管理マニュアル」平成 20 年 4 月作成）に記載されているとおりに行うことはできなかった。

しかし，組織的な対応が困難であったにもかかわらず，個々の職員が自らの判断で行動しなければならない状況下で，ほとんどの職員が比較的早い段階で出勤可能な勤務地において災害支援業務に当たったことは評価できる。

2 岩沼地区

(1) 食品衛生対策

① 避難所について

3月14日まで通信手段がなく，公用車・自転車・徒歩により，状況確認を行った。

3月15日から7月14日まで，61箇所のをべ177回（関連施設を含む）の指導実施を行った。

調理提供時の衛生指導については，栄養士と情報共有し，協力して実施した。

（指導内容）

- ・避難所毎の避難シートを作成し，状況把握に努めるとともに，改善点を検討した。
- ・注意喚起ポスター作成・配布
- ・トイレの手洗い設備の確保指導
- ・避難者に対する普及啓発指導（ポスター・チラシ・広報扇子作成）（図1）
- ・弁当・おにぎり製造業者指導

② 仮設住宅について

食中毒防止について講話を3回実施した。

③ 課題

消毒液（特に次亜塩素酸ナトリウム）等の物資並びに一般県民の衛生に関する認識不足があり，平常時の備えの重要性を感じた。

④ 今後の対応

食品衛生監視員緊急時マニュアルの作成を部会で検討する必要がある。

(2) 環境衛生対策

① 避難所について

震災直後から，衛生状況，臭気，害虫等の調査を行った。また「消毒について」のパンフレットを作成し，他担当者とともに配布を行った。（図2）

② 仮設住宅について

仮設住宅布設の簡易給水施設を確認した。

③ 課題

し尿，下水，津波により汚染した場所など，通常の業務では指導しない場所の消毒方法について，指導，管理していく必要性が生じ苦慮した。

④ 今後の対応

通常業務で経験したことがないことであっても，緊急時を想定し，担当すると思われる業務の幅広い知識の習得に努め，緊急時に備える必要がある。

(3) 獣疫衛生対策

① 避難所について

ペット同行での避難者が多数いたため、避難所でのトラブル発生を防ぐとともに、避難者の心の安定を確保することを目的に、避難所での同行ペットのための収容施設設置について、市町への働きかけを行った。

② 仮設住宅について

仮設住宅における咬傷事故対策として、獣医師会提供の飼養施設を設置した。

(図3)

③ 保健所での活動

保健所において、多数の被災犬等を保護する一方、行方不明となったペットの問い合わせが多数寄せられたため、保健所に収容されている所有者不明動物の一覧表を役場経由で掲示した。

成犬 61 頭、成ネコ 11 頭を保護し、うち犬 40 頭、ネコ 2 頭を飼い主に返還、犬 3 頭は保護者へ岩沼支所から譲渡した。残り犬 18 頭、ネコ 9 頭は被災動物救護本部に移管した。

※ 照会件数 (失踪犬 365 件, 失踪ネコ 166 件, 保護犬 35 件, 保護ネコ 10 件)

(図4～8)

④ 課題

動物を受け入れる体制が整っていない避難所が多かったため、住民間のトラブルや、動物の逸走、適切でない状態での飼養などの問題が見られた。

動物を受け入れる体制整備について避難所への働きかけを行ったが、十分なスペースや設備を整えた避難所は少なく、また、避難所担当者は他の業務に追われていたため対応は困難であった。

行政とは関わりの無い複数の動物愛護団体による巡回が行われていたが、団体間のトラブル発生や、住民が不信を持つ等、行政による支援活動に支障をきたす事があった。

⑤ 今後の対応

愛玩動物は家族の一員であるとの認識を考慮しつつ、避難者間の相互理解を得るため、愛玩動物の受け入れの可否、収容方法(飼養管理の責任の所在を含む)、避難者相互のコミュニケーションのあり方等を市町村と県レベルで予め調整しておくことが必要と思われた。

活動する動物愛護団体間のトラブル防止・相互協力・獣医師会及び行政との協力等を円滑に進めるため、獣医師会に登録して活動する等一定の団体把握が必要と思われた。

避難されている方へ

宮城県塩釜保健所若沼支所

☆食中毒・感染症 予防の注意事項です(その1)☆

- 換気**
 - ・まわりの人と話し合い、1日に3回は空気の入れ換えをしましょう。
- 清掃**
 - ・ホコリがたたないようにして、1日に1回は清掃しましょう。
- ゴミを捨て**
 - ・ゴミは決められた場所に、捨てましょう。
- 手をきれいにし**ましょう。
(手洗い・消毒ができる方は、忘れずに行ってください。)
 - ・用便後
 - ・食べる時
- 咳が出る**ときは
 - ・マスクを着用しましょう。
 - ・ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から1メートル以上はなれましょう。
- 腹痛・下痢・吐き気・熱等がある**ときは
 - ・係の方に話してください。

- 1 -

避難されている方へ

宮城県塩釜保健所若沼支所

☆食中毒・感染症 予防の注意事項です(その2)☆

- 食べるときは**
 - ・食品に直接手で触れないようにしましょう。
ラップや包装を利用しましょう。
 - ・他の人と食品容器の使い回しはしないようにしましょう。
 - ・炊き出しなどは受け取ったら、半日以内に食べてください。
 - ・食品を保管する場合は、日の当たらない場所に保管しましょう。
 - ・古くなったものは、食べないでください。
 - ・味・臭い・色など異常を感じたら食べないようにしましょう。
 - ・捨てるときは、決められた場所に捨ててください。
- 〈**食品を受入提供や調理する方へ**〉
 - ・十分に加熱調理したものを提供してください。
 - ・手洗い設備があれば、しっかり手を洗ってください。
 - ・直接食品に手が触れないようにしてください。
 - ・食品は日の当たらない場所に保管して、床や地面へのじかおきは避けてください。

- 2 -

図1 食中毒予防普及啓発指導用チラシ

災害時の消毒方法

〇〇町〇〇〇〇課
塩釜保健所岩沼支所（0223-22-2188）

- ・ 床上・床下浸水の被害に遭われたご家庭では消毒作業が必要となります。
- ・ 消毒方法は以下のとおりですので、使用方法を守ってお使い下さい。

消毒対象	消毒薬	調整方法	使用方法
戸外・床下（し尿槽や下水があふれた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所など）	消石灰	そのまま使用	水が引いてから、床下や土にまんべんなくふりかける。風通しを良くして乾燥させます。
戸外の壁など（氾濫した汚水などが付着した壁面など）	逆性石けん (商品名の例：オスパン液等)	1000倍の濃度に調整します。(0.1%) (10%オスパン液の場合、本剤10mlに水を加えて1リットルにして使用します) *目安：普通のペットボトルキャップ1杯が約4～5mlです。 *この消毒薬は、いろいろな濃度のものがあるので希釈濃度に注意してください。	ジョウロでまきます。
屋内（汚水に浸った壁や床、家財道具）			(1) まず、泥などの汚れを洗い流すか、雑巾で水拭きをします。 (2) その後薄めた液を浸した布でよく拭く。噴霧器を使う場合は、濡れる程度に噴霧し風通しをよくし、乾燥させます。
手指（後片付けなどで汚染された場所や土等に触れた手指）			(1) まず、汚れを石けんで洗った後、流水で石けん分を洗い流します。 (2) 洗面器などに入れた消毒液に手指を浸し、30秒以上揉み洗いをする。その後、乾いたタオルなどでよく拭き取ります。
食器類	次亜塩素酸ナトリウム(商品名の例：ハイター等の家庭用漂白剤)	濃度が0.02%になるように調整します。 (10%製品を使用する場合は、本剤2mlに水を加えて1リットルとします。)	食器を水洗いし、消毒液に5分以上浸し、水洗い後乾燥させます。
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム(食品用*)	残留塩素として1～2ppmの濃度になるように調整します。 (10%製品を使用する場合は、水1リットルにつき1滴を加えます。)	汚染された井戸水は水質検査で使用可能になるまで飲まないほうが良いが、やむを得ず使用する場合は、煮沸してから使います。また、消毒液を使用する場合は、くみ取った水に1～2ppmになるよう消毒液をいれ調整し、30分以上放置してから飲用しましょう。

図2 「消毒について」のパンフレット



図3 仮設住宅における飼養施設

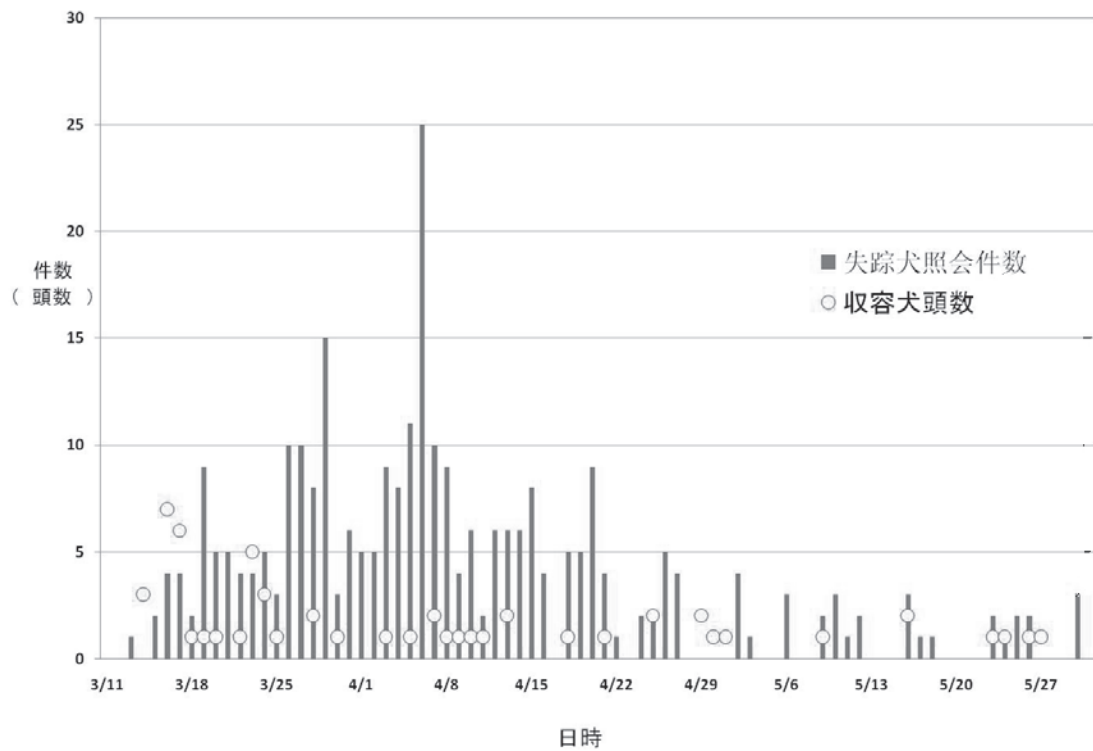


図4 收容犬頭数，失踪犬照会件数の推移



図5 仮設係留所

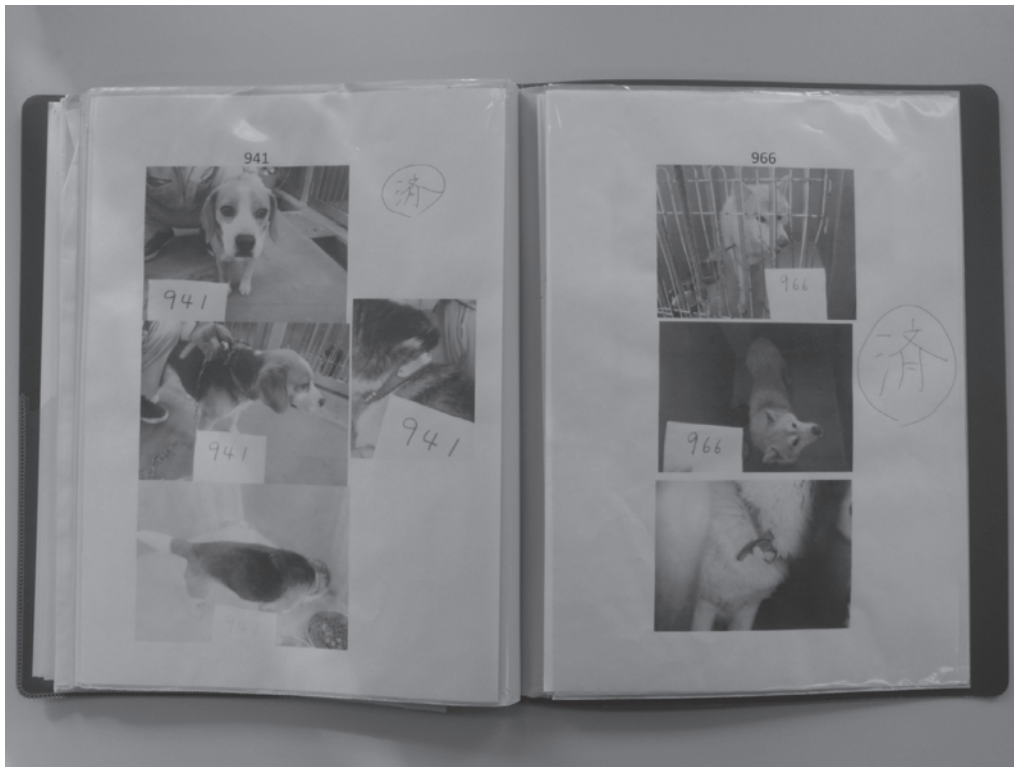


図6 保護犬写真

No.	届出日	逸走	犬種	毛色	性別	首輪	連絡先	連絡先
1	H23.3.13	H23.3.11	アフワ・ダックス・ボモ・バーニーズ・ブルドッグ	茶	♂	なし	名取市	522
2	H23.3.5	H23.3.11	トイプードル	茶	♂	なし	岩沼市	686
3	H23.3.6	H23.3.11	MD	ゴールド	♂	なし	名取市	942
4	H23.3.6	H23.3.11	雑種	茶	♂	あり	名取市	398
5	H23.3.6	H23.3.10	ゴールデンレトリバー	白	♂		仙台市	374
6	H23.3.5	H23.3.11	ラブラドル・レトリバー	白茶	♀		名取市	319
7	H23.3.6	H23.3.11	チワワ(ロングコート)	白茶	♂		名取市	167
8	H23.3.7	H23.3.11	イタリアングレーハウンド	グレー	♂	なし	巨摩町	82
9	H23.3.7	H23.3.11	バーニーズ	黒	♂	赤	名取市	793
10	H23.3.7	H23.3.11	ボーダー・コリー	白黒	♀	赤	名取市	793
11	H23.3.7	H23.3.11	コーギー	茶白	♂	あり	名取市	793
12	H23.3.8	H23.3.11	雑種	茶	♀	不明	巨摩町	281
13	H23.3.8	H23.3.11	ボモリアン	茶	♂	赤ピンク	岩沼市	625
14	H23.3.9	H23.3.11	雑種	茶	♀	青	巨摩町	603
15	H23.3.9	H23.3.11	雑種	こげ茶	♂	赤	巨摩町	257
16	H23.3.9	H23.3.11	トイプードル	アプリコット	♂	オレンジ	巨摩町	903
17	H23.3.9	H23.3.11	雑種	茶	♂		山元町	164
18	H23.3.9	H23.3.11	柴犬	茶	♂	青	仙台市	245
19	H23.3.9	H23.3.11	ボモリアン	茶	♂		巨摩町	468
20	H23.3.9	H23.3.11	雑種	茶	♂	青	岩沼市	602
21	H23.3.9	H23.3.10	MD	黒	♀	なし	名取市	793
22	H23.3.9	H23.3.11	シーズー	白	♀	なし	巨摩町	601
23	H23.3.9	H23.3.11	雑種	茶	♂	あり	巨摩町	562
24	H23.3.20	H23.3.11	ヘアデット・コリー	黒	♂	あり	名取市	559
25	H23.3.20	H23.3.11	ラブラドル・レトリバー	黒	♂	なし	名取市	559
26	H23.3.20	H23.3.11	雑種(ゴールデンレトリバー系)	白茶	♀	なし	名取市	662
27	H23.3.20	H23.3.11	柴犬	茶	♀	赤	巨摩町	523
28	H23.3.20	H23.3.11	雑種	白茶	♀	なし	巨摩町	397
29	H23.3.21	H23.3.11	バグ	フォーン	♀	なし	山元町	563
30	H23.3.21	H23.3.11	柴犬	茶	♂	赤	巨摩町	536
31	H23.3.21	H23.3.11	雑種	茶	♂	赤(リード付き)	巨摩町	752
32	H23.3.21	H23.3.11	雑種	黒	♀	赤	巨摩町	297
33	H23.3.21	H23.3.11	雑種(柴系)	白	♀	青	大川原	53
34	H23.3.22	H23.3.11	セッター	白黒	♂		岩沼市	507
35	H23.3.22	H23.3.11	ボモリアン	茶	♀		巨摩町	507
36	H23.3.22	H23.3.11	雑種(柴系)	茶	♂		巨摩町	507

図7 保護件情報一覧表



→ inhwfsy@pref.miyagi.jp

図8 QRコード

3 石巻地区

(1) 被災状況

東部保健福祉事務所（石巻保健所）は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災当時、環境衛生部と企画総務班が石巻合同庁舎（5 階建）の 2 階、地域保健福祉部が別棟の保健所棟（2 階建）1 階に事務所を置いていた。

震災時には、保健所棟 1 階にいた職員は、すぐに外へ避難。石巻合同庁舎 2 階にいた職員は、揺れが治まった後に、石巻合同庁舎の倒壊の恐れを懸念して外に避難した。

職場内にいた事務所職員に負傷者等はなかったが、建物内の簡易とはいえボルトで固定されていた事務用キャビネット類の大半が倒壊するなど事務所内部の事務用機材の被害は大きかった。



東部保健福祉事務所（2 階執務室）の状況（左：企画総務班 右：環境衛生部）

震災直後、石巻合同庁舎敷地内に地域住民が避難してきたことから、石巻合同庁舎各機関の職員が日本赤十字社のテントを石巻合同庁舎駐車場に設営し、負傷者や高齢者等への対応にあたった。その後、津波警報が発令されたことから、避難者を誘導しながら再び石巻合同庁舎内へ避難。

その後、津波の影響で水が押し寄せ、徐々に水位が上昇し、最終的には 1.6m ほどの水位（階段踊り場付近まで）となり、保健所棟 1 階（地域保健福祉部）は完全に水没した。敷地内に駐車してあった車（自家用車、公用車を含む）もすべて水没した。また、石巻合同庁舎は、自家発電装置が屋内 1 階に設置されていたが、自家発電も 1 時間足らずでストップすることとなった。



水没した石巻合同庁舎駐車場



浸水した石巻合同庁舎（正面）

なお、津波による浸水はなかなか引かず、一時自衛隊によるヘリコプターの到着はあったものの、ボートを利用した救助までの4日間缶詰状態であった。



公用車置き場と職員駐車場に見る浸水状況の推移（左：3月12日 右：3月14日）

合同庁舎内では、4階、5階の会議室を避難してきた地域住民のための緊急の避難所とし、一般の避難者を5階の大会議室、4階の401会議室へ、体調不良の避難者については501会議室、ペットを連れた避難者は402会議室へと誘導した。



【避難所となった石巻合同庁舎】

石巻合同庁舎は、周辺の川を遡った津波により1階部分が1.6m程浸水した。

3月11日、合同庁舎には地域住民など約300人が避難してきたが、周辺は津波による水が引かず、14日までの4日間にわたって、職員及び避難者、合計約500人が閉じ込められた。

■左写真は、石巻合同庁舎5階大会議室内の避難者の状況。

医療スタッフ以外の職員も余震に備え、避難所となった各会議室に交代制で常駐し、要援護者の介助やストーブの燃料補給、懐中電灯によるトイレ誘導等を行った。また、衛生対策として、トイレ等に手指消毒剤、廊下の一角に犬用のトイレコーナーを設置した。トイレに流す水は1階から海水を汲み上げ使用した。

日本赤十字社の倉庫にあった救援物資（毛布類、救急セット、日用品セット、調理器具、食器類）の多くが津波の影響で流失した。毛布類は救護所となった501会議室で優先して使用したことから、大会議室ではマット代わりにダンボール・新聞紙を利用したが、数が不足していた。当日の天候は雪で厳しい寒さであったが、灯油ストーブが各事務所にあったことで、十分とはいえないまでも暖を取ることができた。

① 食料・水

食料は売店から飴、菓子類を調達し、避難者に配給したが、1人1個・1かけら程度であった。水も同様に不足していたが、地震発生後3日目に受水槽から水を汲み取ることで確保した。



飲料水を確保用の「いかだ」



受水槽からの水の汲み出し

そもそも合同庁舎は、避難所に指定されていなかったことから、食料・水の備蓄もなかったことに加え、石巻市からの飲料水や食料等の配給対象となっていなかった。また、情報も乏しかったことから避難者の不満・不安は徐々に増していった。

② 燃料

震災当日は小雪が舞うなど、3月中旬としては厳しい寒さであり、電力の供給がストップしていることから集中暖房設備が使用できない状況であった。幸い石巻合同庁舎内では、石油ストーブがあったことから、暖をとることができた。しかし2日目からは、避難の期間がどの程度になるかわからないことや燃料（灯油）節約のために体調不良者の避難している部屋を除き、ストーブを焚くのは基本的に夜間のみ限定した。

③ 避難者への対応

24時間のサポート体制を組み、冷え込みが厳しいことから暗幕等を毛布がわりに配布した。

また、エコノミークラス症候群予防のため、早朝に簡単な体操を実施した。避難者のトイレ対策としては、避難所となっている4階、5階トイレの水洗のために、石巻合同庁舎周辺の汚水を汲んできて使用した。

④ 石巻合同庁舎脱出

3月13日より石巻市役所と連絡がとれるようになったが、石巻市役所も混乱しており最終的に合同庁舎への避難者の正式な避難先が決まったのは14日早朝(午前4時過ぎ)であった。その後、自衛隊のボートによる脱出に向けての準備が始まった。

14日の朝6時半より、当所において自衛隊のボートによる脱出のために避難者の誘導を実施した。誘導にあたっては、家族等ができる限り一緒のボートで脱出できるよう配慮した。

昼前後に余震が発生し、津波警報が発令され、1時間ほど中断したが、ほどなく再開。14日の午後3時過ぎに避難者全員の脱出が完了し、午後6時過ぎには、石巻合同庁舎内職員のすべてが石巻合同庁舎を脱出した。

当所は、事務所機能を東部下水道事務所に移転することになった。



自衛隊による避難者の救出，職員の脱出



保健所棟（低層棟）に着陸した自衛隊ヘリコプター

⑤ 東部保健福祉事務所の移転状況

日付	場所	状況(配置等)
平成23年3月11日	石巻合同庁舎2階 執務室	キャビネットの倒壊等
	保健所棟1階 執務室	浸水被害で使用不能
3月14日	東部下水道事務所 汚泥処理棟	職員一時避難場所
3月15日	東部下水道事務所 汚泥処理棟	仮事務所設置(被災職員, 通勤困難 職員の宿泊所を兼ねる)
	東部保健福祉事務所登米地 域事務所2階 相談室・研究室	保健師1名, 事務職員1名 事務所機能の一部移転
3月23日	石巻西高等学校3階 講義 室・多目的室・生徒会室等	・仮事務所設置(東部下水道事務所 より移転) ・被災職員6名, 他所属応援3名程 度が宿直を兼ね宿泊
4月18日	石巻専修大学 体育館	石巻合同庁舎仮庁舎機能 (石巻西高等学校より移転)
9月26日	石巻合同庁舎2階 執務室	地域保健福祉部が2階に移動 現在に至る

…事務所移転先での状況 …

東部下水道事務所



石巻西高等学校



石巻専修大学体育館を仮庁舎として業務開始



夏、石巻専修大学体育館内での業務生活は、連日室温が 35℃を超え、**最高 38℃**になった日もあった。



現在の東部保健福祉事務所環境衛生部



(2) 食品衛生

① 避難所の巡回指導

震災により多くの住居が被災・損壊し、被災者は学校、体育館、集会場等の避難所で生活することとなった。避難所の居住環境は大変過密であり、加えて、電気、水道、下水道の停止、食料の不足、食品保管設備や衛生物資不足、害虫の発生やへドロに由来する埃等様々の要因から衛生確保が困難となることが予測された。これらの要因から、大規模な食中毒の発生、特にノロウイルスによる食中毒の発生が危惧されたため避難所の衛生状況の確認と指導を実施した。

当初は避難所へのおにぎりやパン等の配給のほか、物資不足と不十分な施設において被災者自らの調理が行われていたが、4月頃に被災地外から大量の弁当が提供されるようになり、6月頃には復旧した地元の弁当調理業者による提供も始まったため、地元の弁当調理施設や物資集配場の衛生状況の確認及び指導を実施した。

ア 初動対応

平成23年3月19日から巡回指導を開始した。はじめに、2市1町の主要な避難所を中心に実施し、それ以外についてはできる限り巡回することにした。

4月以降は3月に巡回できなかった地区の避難所及び管内に所在する弁当提供施設並びに物資集配場の巡回指導を実施した。

イ 震災後6か月の主な取組

10月までに避難所174か所、弁当製造業者30施設、物資集配場11か所を巡回指導した。10月にはほとんどの避難所が閉鎖されたため、避難所の巡回指導は終了し通常業務に移行した。

弁当製造業者については復旧工事現場への配食等により、通常より製造量は多かったが、重点的に監視指導した結果食中毒や有症苦情はなかった。物資集配場は避難所の廃止とともに閉鎖された。

ウ その後の活動、復興状況

上記のとおり避難所が閉鎖（石巻市12月11日、東松島市8月31日、女川町11月9日）されたため通常業務に移行したが、再開するにあたって道路や工場敷地の嵩上げをはじめ漁港岸壁の補修など復旧にはなお多くの時間を要するものと思われた。

エ 課題

被災直後は水道が復旧していないため、どのように食品の衛生を確保するかが最重要課題であった。そのため調理時の手指の消毒やトイレ使用後の手洗いにアルコール消毒液を配布するとともに手指消毒の重要性を周知した。手洗いができない状況では有効な手段の一つと思われた。

避難所での調理については食品の汚染防止と加熱調理の徹底についての指導が最も重要だった。水道が使用できず飲料水も十分とは言えない状況での調理は最小限の水による洗浄と十分な加熱が最も重要と考え周知徹底を図った。避難所によっては近くに沢水があり、これを使用する場所もあったため使用する水の煮沸消毒と提供食品の加熱徹底について強く指導した。



避難所の様子

震災により食料品の確保が困難な上、確実に弁当が毎日配布されるか不安なこともあり、当初は配布された弁当の取置き（翌日の摂取）が多く見受けられたことから、弁当の取置き防止は食中毒予防の観点から特に重要と考え、避難所の責任者を通じて取置きしないよう周知徹底を図った。ストーブの近くで保管した場合に食中毒細菌が増殖し、食中毒が発生する危険性が高いことをスタッフに周知した。スタッフとの共通認識が特に重要と思われた。

オ 検証

震災直後から4月頃までは、避難所への食料配達は消費又は賞味期限内に届けることが困難な状況であり、避難所における調理の比重も高かったが5月、6月と時間が経過するにつれて食料配達も組織的となり、ライフラインの復旧、仮設トイレや衛生物資の充足、避難所内のルール作り等により衛生状況が向上していった。

避難所は震災から6か月経過した平成23年の秋ごろまでに徐々に閉鎖され、被災者は仮設住宅等へ入居していった。その後、地域によっては在宅被災者への食事提供が継続されたが、11月ごろまでに食事提供は終了した。その間、避難所において食中毒の発生や有症状等情等の通報はなかった。提供された弁当に対するクレームはしばしば運営する市町に寄せられていたとのことであり、そのうち数件が保健所にも通報されたが健康危害が発生した事故はなかった。当初は大規模な食中毒の発生が危惧されたが、事故が起こらなかったのは、食事を提供する側のみならず、食事を提供される側も細心の注意を払った結果であると思われた。

② 営業許可施設への指導

海岸に近い営業許可施設のほとんどが全壊若しくは大規模半壊であった。特にかき処理場（H22年度82施設）においては全施設が被災し、平成23年度（H24.1.5現在）に再開できたのは9施設で養殖棚も被災しており生産量は例年の1割程度であった。

営業許可関係では、4月下旬頃からは飲食店営業を中心に、また、7月からは他の業種も追随するかたちで相談と申請があった。



物資集配場の様子

水産加工関係の業種については、魚市場の復旧はもちろんのこと、嵩上げを伴う護岸工事及び工場敷地自体の嵩上げが必要なことから復旧が追いつかない状況にあり、やむを得ず管轄外での仮営業で急場を凌いでいる業者もみられた。これらの業種は海岸に近いため全壊した施設が多く、工場を再建するにしても資材・人材が不足している上に、排水設備の復旧工事の遅れなどからなかなか思うようにいかない状況にあった。

食品衛生法に基づく許可施設 4,482 の約半数（推定）、及び食品衛生取締条例に基づく登録施設 453 の約半数（推定）が被災した。被災した施設の約 9 割が津波によるものだった。



被災した魚市場

ア 初動対応

震災直後は自分自身の安全確保と身内の安否確認を要したこと、及び道路の寸断やガソリン不足等の交通事情により相談者は少なかった。

また、通信網の回復が遅れたことにより業者との連絡が取れず、避難所の監視指導をしながらの食品営業施設被災状況把握となった。

平成 23 年 5 月 9 日付け環境生活部長通知により、被災した当該施設等を復旧して営業を再開するにあたり、申請が必要な場合に係る手数料全額免除及び営業許可の有効期間延長の措置が執られた。

4月下旬から飲食店営業再開に向かったの相談や許可申請がされるようになってきた。6月からは製造業や水産加工関連の復旧に向かったの相談が増加してきた。7月には魚市場仮営業施設による営業再開、その後膜構造建築物による魚介類せり売業許可の申請があり漁港としての機能が徐々に復旧してきた。



仮営業施設による魚介類せり売業



膜構造建築物による魚介類せり売業

イ 震災後6か月の主な取組

水産食品を中心とした製造業と加工業の許可申請が増加した。

かき処理場設置許可申請を開始するとともに、生食用かきの加工基準に基づき海水検査を実施した。かき袋詰め業者は9割が復旧したが、県内産のかきが不足したため、他県産や輸入かきを扱うことで対応した。

避難所の閉鎖により、7月ごろからはほぼ通常業務に戻ったが、被災からの営業施設復旧に関する相談件数が増加してきた。

ウ その後の活動、復興状況

7月以降は製造業関係の再開に向けた相談が多く、約9割以上が何らかの被害を受けた業者からのものだった。避難所の監視は少なくなってきたものの、業者の中には、施設基準や手続きに関する同じ案件で何度も来所する者もいて、窓口はいつも混雑していた。これら業者は一日でも早く収入を得る必要があるということで「すぐに検査して欲しい」と言うことが多く、保健所としてもできるだけこれらの要望に応えるために迅速な対応に努めた。

仮設店舗での営業許可をボランティアメンバーで申請することがあった。この場合に、「衛生よりも復興」という考えが強く、衛生確保の重要性を認識するまで何度も説明を要することがあった。

エ 課題

復旧に際し施設基準が一部緩和されたものの、それ以外は通常と同様の扱いとなるため、復旧と衛生保持との両立に困難を極めた。業者は自己資本と借入金を合わせ、目標とする規模で営業したいと考え、保健所に相談もなく建設業者との打ち合わせのみで工場を作ってしまう、許可申請の段階で基準に合わないことを知ることが多くみられた。しかし、施設基準は全ての業者らに平等に適用させることを基本に考えて指導した。

営業者は復旧と衛生管理を両立させなければならないことは承知しているものの、資材不足や作業員不足により一部完成した箇所から使用したいという申し出があり、基準と照らし合わせて合致していればこの箇所についての使用を認め、後日全て完成した時点で残りを検査するという措置を執った。災害時はこのような対応も必要と思われた。

7月以降は製造業を中心に再開に向けた相談が増加した。再開したい時期が重なるため、同時に何人も来所することがあり対応に苦慮した。相談の内容もいつ工事に着手できるかも分からない状況でのものも多く、事前に情報だけでも入手したいという相談も多かった。限られた人数での対応のため、来庁者を待たせてしまうこともあった。どの業種がどれだけ復旧しているか常に意識しながら対応した。

かきの生産量は処理場の復旧が遅れたことから例年の8%にとどまった。

オ 検証

営業者は一日も早い復旧にむけて作業を進めているが、県では定めた緩和措置以外は通常と同様の監視指導を実施した。その結果、当所が実施した食品の収去検査では違反はなかったが、生産量が少ないにもかかわらずかきを原因食品とする2件の食中毒が発生し、水産食品の衛生確保のためより一層の対応が必要であると思われた。